

3 参加体験型学習例

学習例1 人権ってなんだろう？

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・人権に関する知識を深める。
- ・お互いの感じ方の相違を尊重し合うことができる。

留意点

- ・A4版の紙（選んだ権利ごとに一人1枚ずつ）、「世界人権宣言にある権利（抜粋）」などを準備する。
- ・児童生徒の発達段階に応じて、題材を選ぶ。

進め方

●進行者 ●学習者の反応例

流れ	展開と内容	形態
導入	アイスブレイク	グループ
展開	<ul style="list-style-type: none"> ●今日は、やさしい言葉で書かれた「世界人権宣言」について考えます。 各班（4～5名班）に、A4の紙と鉛筆を人数分配布する。 【資料】「世界人権宣言にある権利（抜粋）」を班に1部ずつ配布する。 【ルールの説明】 <ul style="list-style-type: none"> ●各班にそれぞれ、資料の中からひとつの権利を示します。 ●班のメンバーはそれぞれ、示された権利を絵に描いてください。 ●数字や言葉は、一切書くことはできません。 ●できるだけ自分の感じたとおりに描いてみましょう。 （どうしても描けない場合は、ちょっとだけ近くの友達と相談しましょう。） ●皆が描き終わったら、それぞれの絵を並べます。 ●気づいたことや思ったことを、メンバーで話し合ってみましょう。 ●ひととおり終わったら、別の権利についても同じように挑戦しましょう。 その際は、新しい紙を配布して行ってください。 ●それでは、実際にやってみましょう。 	グループ
まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●各グループで描かれた絵を並べてみましょう。 ●それぞれの班で描いた絵について、気づいたことをメモし、また、お互いに伝え合ってみましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・同じ権利についても、いろいろな取り方があるなあ。 ・気づかなかった見方に気づくことができたよ。 ・権利って、たくさんあるんだなあ。 ●グループワークでは仲間の意見を尊重できましたか。振り返ってみましょう。 ●感じたこと、考えたことを振り返ってみましょう。 ●これからの生活に活かそうなことはありましたか。 ●グループで「振り返り」を共有しましょう。 	全体 グループ 個 グループ

【資料】

「世界人権宣言」にある権利（抜粋）

条 項	やさしい言葉で書かれた内容	要 約
第1条	みんな仲間だ	平等の権利
第2条	差別はいやだ	差別されない権利
第3条	安心して暮らす	自由に、安心して生きる権利
第4条	奴隷はいやだ	奴隷にされない権利
第5条	拷問はやめろ	苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利
第6条	みんな人権をもっている	いつでもひとりの人間として認められる権利
第7条	法律は平等だ	法律で平等に扱われる権利
第8条	泣き寝入りはしない	裁判で守られる権利
第9条	簡単に捕まえないで	理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利
第10条	裁判は公正に	公正な裁判を受ける権利
第11条	捕まっても罪があるとはかぎらない	裁判で有罪であることが証明されるまでは、無罪であると見なされる権利
第12条	ないしょの話	私生活の自由が守られる権利
第13条	どこにでも住める	住む場所を自由に選べる権利
第14条	逃げるのも権利	自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利
第15条	どこの国がいい？	ひとつの国の国民となる権利
第16条	ふたりで決める	結婚して家族を持つ権利
第17条	財産をもつ	家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利
第18条	考えるのは自由	自由に考えたり、信じたい宗教を自由に選べる権利
第19条	言いたい、知りたい、伝えたい	意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利
第20条	集まる自由、集まらない自由	平和的な集まりに参加したり、仲間と団体をつくる権利
第21条	選ぶのはわたし	政治や選挙に参加する権利
第22条	人間らしく生きる	人間らしく生きることができると保障を受ける権利
第23条	安心して働けるように	仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利
第24条	大事な休み	休暇をとったり、余暇を楽しむ権利
第25条	幸せな生活	人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利
第26条	勉強したい？	学校に通い、ただで義務教育を受ける権利
第27条	楽しい暮らし	社会の文化的生活に参加する権利
第28条	この宣言がめざす社会	権利や自由を受けられるための秩序を得る権利
第29条	権利と身勝手は違う	お互いに人間らしさを発展させることができることのできるような社会に対する義務
第30条	権利を奪う「権利」はない	様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利

学習例2 思いやりのある行動ってなんだろう？

対 象 小学校高学年から高校生

ねらい

- ・外見では分からなくても援助や配慮を必要とする人がいることに気付くことができる。
- ・自分にできる思いやりのある行動は何かを考えたり、話し合ったりすることができる。

留意点

- ・一つの答えではなく、一人一人に必要な配慮や援助は多様であることを意識する。
- ・必要に応じて、ヘルプマークに関するウェブページを参考にする。

進め方

●進行者 ●学習者の反応例

流れ	展開と内容	形態
導入	アイスブレイク 障害者に関するマーク（ピクトグラム）のクイズなど（P7）	グループ
展開	<ul style="list-style-type: none"> ●思いやりのある行動について考えます。 ●電車の中でお年寄りが席を譲っているイラスト【資料1】を見て、気付いたことをグループで話し合しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・「優先席」「音楽を聴いている人」「足を投げ出している人」「寝ている人」等 ●ヘルプマークのチラシ【資料3】を読みましょう。 必要に応じてエピソード集【資料2】を読み合う。 <ul style="list-style-type: none"> ●イラストの乗客がヘルプマークをつけているとしたら、どんな配慮が必要でしょうか。 【ワーク1】 <ul style="list-style-type: none"> ●どんなことに困っていて、どんな配慮が必要なのか話し合しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・足をけがしているのかもしれないね。さっきは気付かなかった。 ・寝ているのかと思ったけど、体調が良くないのかもしれない。 ・大きな音が苦手なのかな。静かにしたほうが良いかもしれない。 ・ヘルプマークがないと分からないけど、あると、どんな配慮が必要なのかに気付く。 ●ヘルプマークは、どうしてできたのか、どんな役割を果たすのかについて考えましょう。（中・高） 学習環境によっては、生徒がインターネット等で調べる。 <ul style="list-style-type: none"> ●ヘルプマークがあるときとないときでは、ヘルプカードを持つ乗客にとってどんな違いがあるでしょうか。 ●グループでどんな話し合いをしたか、全体に伝えましょう。 	グループ
まとめ	【ワーク2・3】 <ul style="list-style-type: none"> ●どんなことに気づきどう考えたか、今後の生活にどのように活かしていくのかを考えて、ワークシート【資料4】に記入しましょう。 ●グループで「振り返り」を共有しましょう。 <ul style="list-style-type: none"> ・見た目では分からない障害があって、手助けが必要なことが分かった。 ・ヘルプマークをつけている人がいたら席を譲ったり、声をかけたりしたい。 	個 グループ

【資料1】



【資料2】 エピソード集

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/helpmarkforcompany/lp/episode.html>



【資料3】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-310/shougaiIn/plan/index.html>

HP からダウンロード可

【資料4】 「静岡県教委 人権教育」で検索

ワークシート「思いやりのある行動ってなんだろう?」

1 どんなことに困っていると思いますか。
あなたならどんな配慮(手助け)をしますか。



2 活動を通してどんなことに気づき、考えましたか。

3 これからの生活にどんなことが活かせそうですか。

静岡県

ヘルプマークを知っていますか?
援助が必要な方のためのマークです。

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で声をかけず、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

配慮を必要としている方のための
「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

盲点や人工関節を使用している方、内服障害や義歯の方、または、狂病者の方など、
援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、
周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、
「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

電車・バスの中で席をお譲りください。
外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり病にのみり続けるなどの
同じ姿勢を長時間保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、
優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。
交通機関の乗降など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難
な方や、立ち上がり、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。
視覚障害者や聴覚障害者などの状況把握が難しい方、肢体不自由者などの自力
での迅速な避難が困難な方がいます。

ヘルプマークは、お近くの市町で必要とする方に配布しています。

お問い合わせ
静岡県 健康福祉部 障害者政策課
TEL 054-221-2352
FAX 054-221-3267
E-mail shougai-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp

【資料1】 同和問題について知っていますか（「人権に関する県民意識調査」満20歳以上）

「知っている、聞いたことがある」 平成26年度 64.9%

【資料2】 同和問題（部落差別）とは

日本固有の人権問題である同和問題（部落差別）は、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられるような深刻な問題です。明治4年（1871年）の太政官布告、いわゆる解放令により制度上の身分制度はなくなりましたが、その後も結婚、就職などでの差別が続いてきました。

この問題を解決するために、国において昭和35年（1960年）に同和対策審議会（同対審）が設置され、昭和40年（1965年）の答申（同対審答申：P66～）においては、「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との認識を示しています。これを踏まえ、昭和44年（1969年）から平成14年（2002年）3月まで、特別立法に基づく同和対策（地域改善対策）事業による様々な取組が行われ、環境面などの実態的差別については大幅に改善されました。

しかし、依然として心理的差別は残されており、現在でも、結婚、就職などにおいて差別を受けるといふ人権侵害が起こっています。近年では、インターネットの掲示板サイトなどに差別助長的な情報の書込み、流布が発生するなどの問題も起きています。こうした状況の中で、平成28年（2016年）12月には、「部落差別解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別の解消に関する国や地方公共団体の責務などが規定されました。

「だれもが幸せに 人権・同和問題の手引き」平成30年3月静岡県人権啓発センター発行 p33より

ワークシート「偏見や差別のない社会をつくろう」

1 ビデオを見て感じたことを書きましょう。

2 偏見や差別について学んだことを、これからの教育活動にどう活かそうですか。

学習例4 感じ方や受け取り方のちがい

対象 小学校高学年から中学生

ねらい

- ・ SNSにおけるメッセージのやりとりについて考え合うことを通して、言葉は人によって受け取り方や感じ方が様々であることを理解し、文字だけで発信し合う SNS 上のやりとりにおいて配慮することに気付く。

留意点

- ・ SNS の利用経験がない児童生徒に配慮する。
- ・ SNS の会話と日常会話の違いをおさえる。

進め方

● 進行者 ● 学習者の反応例

流れ	展開と内容	形態																								
導入	アイスブレイク	グループ																								
展開	<ul style="list-style-type: none"> ● SNS におけるメッセージのやりとりについて考えます。 ● 3人が SNS で明日の休日の話をしています。【資料】 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ①から⑤までのそれぞれの場面で、Aさん、Bさん、Cさんはどんなことを考えているでしょうか。 <p style="text-align: right;">記入例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①の場面</th> <th>②の場面</th> <th>③の場面</th> <th>④の場面</th> <th>⑤の場面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aさん</td> <td>Bさんの予定が空いているといいな。</td> <td></td> <td>3人ならもっと楽しくなりそう。</td> <td></td> <td>Cさんは勘違いしたのかな。わたしは関係ないな。</td> </tr> <tr> <td>Bさん</td> <td>わたしも行きたい。</td> <td>楽しみだな。</td> <td></td> <td>Cさんと一緒に行こうかな</td> <td>なんで急に怒るの？</td> </tr> <tr> <td>Cさん</td> <td></td> <td>わたしも行きたい。</td> <td>わたしも仲間に入れてほしい。</td> <td>わたしはだめなの？</td> <td>すごく嫌な気持ち。もう遊びない。</td> </tr> </tbody> </table>		①の場面	②の場面	③の場面	④の場面	⑤の場面	Aさん	Bさんの予定が空いているといいな。		3人ならもっと楽しくなりそう。		Cさんは勘違いしたのかな。わたしは関係ないな。	Bさん	わたしも行きたい。	楽しみだな。		Cさんと一緒に行こうかな	なんで急に怒るの？	Cさん		わたしも行きたい。	わたしも仲間に入れてほしい。	わたしはだめなの？	すごく嫌な気持ち。もう遊びない。	全体 個 グループ 全体
		①の場面	②の場面	③の場面	④の場面	⑤の場面																				
Aさん	Bさんの予定が空いているといいな。		3人ならもっと楽しくなりそう。		Cさんは勘違いしたのかな。わたしは関係ないな。																					
Bさん	わたしも行きたい。	楽しみだな。		Cさんと一緒に行こうかな	なんで急に怒るの？																					
Cさん		わたしも行きたい。	わたしも仲間に入れてほしい。	わたしはだめなの？	すごく嫌な気持ち。もう遊びない。																					
	<p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この後、メッセージのやりとりは止まり、3人は休日に遊びませんでした。さらに、学校でも気まずい関係になってしまいました。よりよい人間関係を保つために、あなたならどうしますか。 ・ わたしがCさんだったら、急に怒らず、なぜなのかを確かめる。 ・ Cさんに「勘違いだよ。『どうやって来るの?』という意味だよ。」と言う。 ・ メッセージだけでなく、電話をして直接話せばよかった。 ● SNS の会話と日常の会話との違いは何でしょうか。 ・ 一度送ったメッセージは消せない。 ・ 相手の顔が見えない。	個 全体																								
まとめ	<p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● どんなことに気づき、どう考えましたか。 ● グループまたは全体で「振り返り」を共有しましょう。 ● これからの生活にどんなことが活かそうですか。 ・ 送った言葉を相手がどのように受け取るかを想像して発信したい。 ・ 誤解されたと思ったら、相手に確認した方がよい。 	個 グループ 全体																								

【資料】

Aさん ① 明日、映画を見に行かない？

Bさん ② いいね！賛成！

Cさん ③ わたしも行きたい！

Bさん ④ Cさんは、なんで来るの？

Cさん ⑤ どういう意味？だったら、行かない。

ワークシート「感じ方や受け取り方のちがい」

1 ①から⑤それぞれの場面で、Aさん、Bさん、Cさんは、それぞれどんなことを考えているのでしょうか。

	①の場面	②の場面	③の場面	④の場面	⑤の場面
Aさん					
Bさん					
Cさん					

2 よりよい人間関係を保つために、あなたならどうしますか。

3 どんなことに気づき、どう考えましたか。また、これからの生活にどう活かそうですか。

学習例5 悪気はなくても…

対 象 高校生・教職員・保護者

ねらい

- ・インターネットは様々な人と交流でき、世界とつながり、楽しみが広がる。一方で、インターネットを悪用した行為が増えている。インターネットを活用する際には、自らの人権とともに他者の人権も守ることが大切であることへの理解を深める。

留意点

- ・法務省人権啓発DVD「インターネットと人権 –加害者にも被害者にもならないために–」を活用する。DVDは静岡県教育委員会からの貸出の他、動画共有サイトの「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能である。
- ・インターネットの危険性を伝えるのではなく、自分の個性とともに、相手の個性を尊重し、様々な考えがあること、SNS上で責任ある振る舞いとは何かを自ら考えるようになることを意図する。

参考文献

- ・公益財団法人 人権教育啓発推進センター「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権<改訂版>」（2017年1月改訂）www.moj.go.jp/content/001163308.pdf

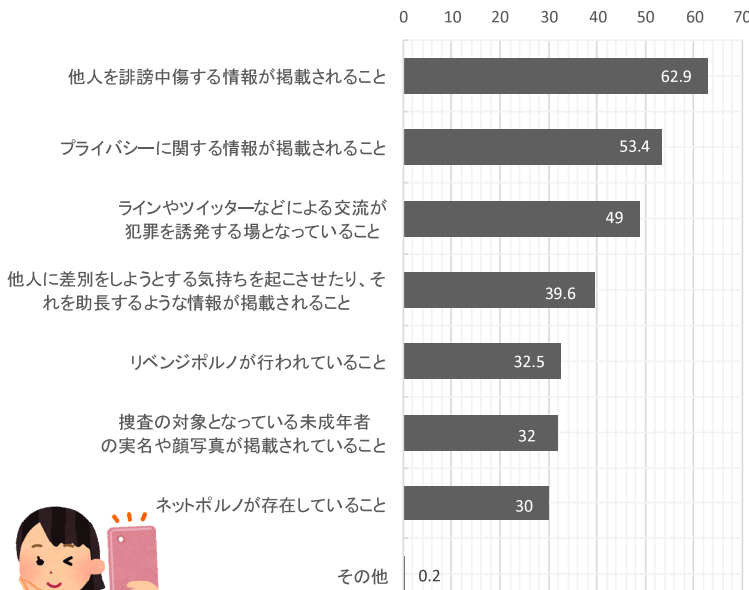
進め方

●進行者 ・学習者の反応例

流れ	展開と内容	形態	
導入	アイスブレイク	全体	
展開	<ul style="list-style-type: none"> ●【資料1】はインターネットを利用した問題をまとめたものです。皆さんの身の回りでインターネットを利用して困ったことはありますか。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●麻里絵さんの家に、クラスメイトの美由さんと香奈さんが泊まりに来ました。3人は、家の玄関先や夕食の様子、部屋の中などをスマートフォンのカメラで記念撮影しました。この後、起こりそうなことを予想してみましょう。 <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●お泊まり会翌日からの様子「ネットと人権 加害者にも被害者にもならないために」の「chapter4無断で個人情報インターネット上に公開してしまった事例」（8分54秒）を見て、それぞれの立場で困ったことを書きだしましょう。 <p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どうして、このようなことになってしまったのでしょうか。 	<p>グループ</p> <p>個</p> <p>グループ</p> <p>個</p> <p>グループ</p> <p>個</p> <p>グループ</p>	
	<p>【ワーク4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●活動を振り返り、考えたことや感じたことは何ですか。グループで共有しましょう。 ・悪気はなくても、他人によって写真が悪用されることもある。 ・ネットに写真をアップすることを嫌と言えない人もいる。 ・自分の想像以上のことが起こる。 	<p>グループ</p>	
	まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●世の中には、いろいろな考え方があります。日常生活でインターネットを活用する際、自分と他者の人権を守るために心掛けることや、責任ある振る舞いが大切であることへの理解を深めていきましょう。また、【資料2】を参考にして、自分がインターネットによる人権侵害を受けたときの対応方法も知っておきましょう。 	<p>全体</p>

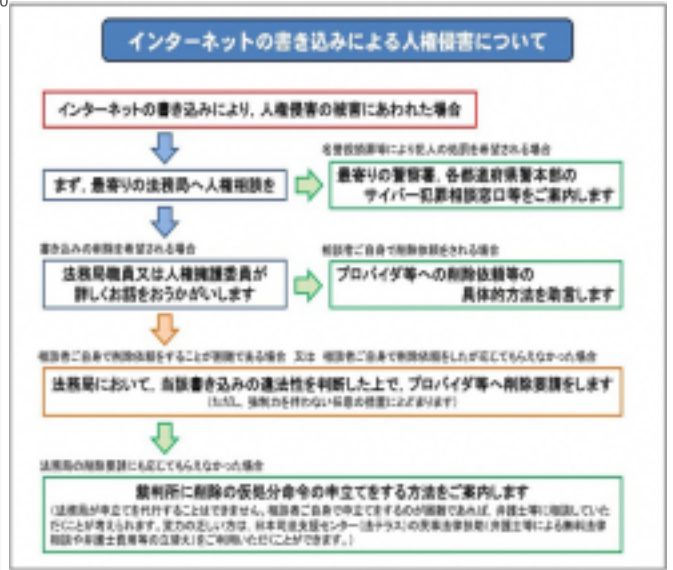
【資料 1】 内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成 29 年 10 月)

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていますか。(回答者 N=1,758 人 複数回答)



【資料 2】

インターネットによる人権侵害を受けたときの対応方法



ワークシート「悪気はなくても…」

1 麻里絵さんの家に、クラスメイトの美由さんと香奈さんが泊まりに来ました。3人は、家の玄関先や夕食の様子、部屋の中などをスマートフォンのカメラで記念撮影しました。この後、起こりそうなことを予想してみましょう。

あなたの予想	グループの人の予想

2 お泊まり会翌日からの様子を見て、それぞれの立場で困ったことを書きだしましょう。

立場	あなたの予想	グループの人の予想

3 どうしてこのようなことになってしまったのでしょうか。

あなたの予想	グループの人の予想

4 考えたことや感じたこと、今後の生活に活かせるようなことは何ですか。

学習例6 コスモスのように

対 象 中学生から高校生

ねらい

- ・子どもの幸せを願う親の思いに共感し、様々な人権に守られて生活しているという実感を伴いながら拉致問題を正しく理解するとともに、人権の尊重について考える。

留意点

- ・北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」を活用する。DVDは各校が保管しているものや静岡県教育委員会からの貸出の他、政府拉致問題対策本部 <http://www.rachi.go.jp/>で視聴可能である。
- ・学校、近隣地域における在日朝鮮人の子どもや拉致被害者の関係者等の在籍について把握する。その上で、授業者の言動や子ども同士の会話によって、関係者の心を傷付けることがあることを認識し、十分配慮する。

進め方

●進行者 ・学習者の反応例

流れ	展開と内容	形態	
導入	アイスブレイク	グループ	
展開	<ul style="list-style-type: none"> ●「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）は、「児童」（18歳未満の者）の権利について定められた国際条約で前文と本文54条からなっています。日本は1994（平成6）年に批准しました。この条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を守るように定められています。 <p>【ワーク1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イラストから、子どもにはどのような権利があると思いますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・第9条 親と一緒に暮らす権利がある。 ・第13条 自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利がある。 ・第28条 教育を受ける権利がある。 <p>学校の決まりは、人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●アニメ「めぐみ」を見ましょう。（25分） <p>【ワーク2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●めぐみさんが家族から強制的に引き離され、自由を奪われたとき、めぐみさんや家族はどのような気持ちになったでしょうか。 <p>【ワーク3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●母親の「囚われの身となっている娘を助けたいだけなのです」という呼びかけと、その周りの人々の反応に対してどのようなことを感じましたか。 	<p>個</p> <p>グループ</p> <p>個</p> <p>グループ</p> <p>個</p> <p>グループ</p>	
	まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ●娘への思いを母早紀江さんが作詩した【資料】「コスモスのように」を朗読します。 <p>【ワーク4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●どんなことに気づき、どう考えましたか。 <ul style="list-style-type: none"> ・子を奪われる家族の思いは想像できないほどつらいものだ。どんなことがあっても、その人やその家族の人権を侵害してはいけない。 ●これからの生活に、どのように活かそうですか。 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な権利によって守られている全ての人が幸せな生活を送ることができるように、自分にできることを考えて行動したい。 	<p>グループ</p> <p>全体</p>

【資料】

「コスモスのように」 (作 横田早紀江)

ふわふわと ゆれているコスモスに ほら！めぐみちゃん
トンボが とまろうとしているよ 今年も…

コスモスって 何だか弱々しくゆれている花なのに ほら！お母さん
お母さんが育てたコスモスって 茎が太く 花も大きくなって 風にもゆれないよ

遠い空の向こうにいる めぐみちゃん あなたも
お母さんが育てたあのコスモスのように
地に足をふんばって生きているのね きっと
しっかりと頭を揚げて生きているのね きっと



ワークシート「コスモスのように」

1 これらのイラストから、子どもにはどのような権利があると思いますか。



2 めぐみさんが家族から強制的に引き離され、自由を奪われたとき、めぐみさんや家族はどのような気持ちになったでしょうか。

3 母親の「囚われの身となっている娘を助けただけなのです」という呼びかけと、その周りの人々の反応に対してどのようなことを感じましたか。

4 どんなことに気付き、どう考えましたか。また、これからの生活に、どのように活かそうですか。

